

clocall サービス契約約款

第1条（約款の適用）

株式会社三通テレコムサービス（以下「当社」といいます。）は、この当社が提供する「clocall」（以下本サービスといいます。）に係る契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより本サービスの利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に本サービスを提供します。

- 2 当社は、第3条第1項にいう構成要素に応じて個別の規定を別紙において定めることがありますものとします
- 3 本文と別紙のとの間で規定内容が異なる場合には、別紙の規定が優先して適用されます。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲載するものとし、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。

第3条（本サービスの内容）

当社は契約者に、次の構成要素のいずれか一つ又は複数と、それらを運用するためのオペレーションシステム（以下「三通テレコム OPS」といいます。）とを組み合わせ使用に供するものとします。

- ・電気通信を行うためのコミュニケーションプラットフォーム（電話回線に接続するための回線終端装置、呼制御装置、アプリケーション等、及び、並びにサーバー、ネットワーク機器及び構内インターネット回線等の設備で構成されます。）のうち契約者に貸与する部分（以下「契約者 CP」といいます。）
- ・「契約者 CP」に接続される当社が契約する電気通信事業者の回線（以下「三通テレコム回線」といいます。）
- ・当社又は当社が契約する事業者との提携により提供する付加機能

- 2 本サービスには、前項にいう組合せの内容により、当社が別に定める種類があるものとします。

第4条（利用契約の単位）

当社は、第21条第1項にいうログイン ID 一つ毎に、本サービスの利用契約を締結します。

第5条（本サービス契約申込みの方法）

本サービスの申し込みをする者は、当社が指定する方法により本サービス契約の申込みを行って頂きます。

第6条（本サービス契約申込みの承諾）

当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が本サービスの提供が技術的に困難と判断したとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書類を

提出しとき

- (3) 契約申込者が、過去に、本約款の定め等他当社のサービスにおいて、その利用約款の定め等に違反したことがあるとき。
- (4) 第31条（本サービスにおける禁止事項）に該当する事案を発見した場合、又は該当するおそれがあるとき。サービスの構成要素に応じて別紙に禁止事項に係る別段の定めがある場合において、当該の事項に該当する事案を発見した場合、又は該当するおそれがあるときも同様とします。
- (5) その他、当社の業務遂行上支障があるとき。

第7条（最低利用期間）

当社は、サービスの構成要素によって最低利用期間を定める場合があるものとし、その場合は別紙において規定します。

第8条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、当社が別に定める方法によりその旨を当社に届け出るものとします。

- 2 当社は、別紙に別段の定めがある場合を除き、前項の届け出を受領した月の末日を解除日とします。

第9条（当社が行う本サービスの契約の解除）

契約者が次の事項に該当した場合、当社はその契約を解除することがあります。

- (1) 第6条（本サービス契約申込みの承諾）第2項第2号に該当することが判明したとき。
 - (2) 第30条の契約内容の変更に基づく届け出がないとき
 - (3) 第12条（利用の停止）第1項第1号及び第2号の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、その事実が発生した日より3ヶ月以内にその事実を解消しない場合
 - (4) 第12条（利用の停止）第1項第3号の規定により利用の停止をした場合において、契約者がなお同条第1項第3号に該当する場合
- 2 当社は、契約者が第12条（利用の停止）第1項第3号に該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用の停止をしないで直ちに本サービスの契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、別紙1第3条に基づき契約者に電話番号を付与した場合であって、契約者が電話番号の付与条件を満たさなくなった場合は、本サービスの契約の一部又は全てを解除します。
 - 4 契約者が次の事項に該当した場合、当社は何ら通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 破産・会社更生・民事再生又はその他これらに類する手続申立があったとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・強制執行・滞納処分を受けたとき。
 - (4) 本サービスを公序良俗に反する行為や犯罪行為に結びつく行為に使用したとき。
 - 5 当社が契約する電気通信事業者の休止又は廃止により、本サービスを提供することができなくなった場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
 - 6 当社は、第1項から第5項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに通知がなされたものとみなし、又、第2項及び第4項による場合は解除後の通知となります。

第 10 条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る契約者の利用内容を変更することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 11 条（利用の中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社、当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備又は本サービスを提供するために当社が他のサービス事業者より提供を受ける通信・インターネット等の各種サービス（以下「他提携サービス」といいます。）の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災地変、その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (3) 契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、別紙 1 第 7 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 契約者が三通テレコム回線を利用する場合において、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 12 条（利用の停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（当社と契約を締結している又は締結していた電気通信サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 17 条第 1 項第 2 号、同第 4 号、又は同第 8 号の規定に該当するとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約約款の料金等について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
 - (3) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、本サービスにかかる当社又は当社が契約する電気通信事業者の業務若しくは当社又は当社が契約する電気通信事業者の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、前項第 1 号又は第 3 号の規定に該当するときは、当社は契約者に通知することなく利用停止をすることがあります。
- 3 前項により、契約者に通知する場合において、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。
- 4 前第 1 項の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、利用を再開しようとするときは、当社に再開の申し込みをする必要があるものとします。又この際、契約者は別に定める料金表の「事務手数料」を当社に支払うものとします。

第 13 条（月額料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解

除があった日までの期間について、別に定める料金表の「月額料金」に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間以上のものに限ります。）について24時間ごとに該当する日数を計算し、その日数に対応する月額料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第14条（通信料金の支払義務）

契約者は、本サービスの構成要素に応じて別紙に別段の定めがある場合は当該の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

- 2 契約者は、料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第15条（工事費用の支払義務）

契約の申込み又は工事等を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別に定める料金表の「工事費用」に規定する初期費用等の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその初期費用が支払われているときは、当社は、その初期費用を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第16条（料金の計算方法）

料金の計算方法は、別に定める料金表及び以下に定める方法により、当社が計算します。ただし、本サービスの構成要素に応じて別紙に別段の定めがある場合は、当該別紙の定めが優先されるものとします。

- (1) 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- (2) 当社は、暦月の初日以外の日に提供の開始があった場合、月額料金を当該月の利用日数に月額料金の30分の1を乗じて得られる額とします。
- (3) 当社は、料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- (4) 契約者が三通テレコム回線を利用する場合の通話料金について、一つの通話ごとに生じた1円未満の端数の処理は行わないものとし、1ヶ月間の合計額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (5) 本約款により支払いを要するものとされている額（前項の場合における通話料金のうち国際料金を除きます。）その他については、別に定める料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

第17条(支払方法)

契約者がその契約に基づいて支払う料金及び工事費用の支払方法は、以下に定めるところによります。ただし、本サービスの構成要素に応じて別紙に別段の定めがある場合は、当該別紙の定めが優先されるものとします。

- (1) 料金及び工事費用の支払方法は請求書払いとし、契約者は、当社が発行する請求書に記載された期日までに、指定の金融機関等において支払うものとします。
- (2) 前号において、請求書に記載された期日までに契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止することとします。
- (3) 当社は、契約者に、当社に対する保証金の預託を求めることがあるものとします。その場合、契約者は2ヶ月分の月額料金と通話料金の合計額を目安とした保証金を当社に預託するものとします。保証金の額を超える料金が発生した場合、当社は契約者に対して保証金の増額を求めることとし、契約者は増額分保証金を支払い要求の日付から7日以内に当社に支払い、併せてその事実を当社に通知するものとします。
- (4) 前号において、増額分保証金の支払い要求の日付から7日以内に、契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止するものとします。支払いの通知を怠った場合も同様とします。
- (5) 前第3号において、契約の解除等があったときは、当社は解約日の翌月末日までに契約者に保証金を返還するものとし、返還の際の振込手数料は契約者の負担とします。
- (6) 当社は、料金及び工事費用について、契約者に対する請求書の発行業務及び料金の収納業務を当社が指定する第三者（以下「収納代行会社」といいます。）に委託する場合があります。契約者はこれに同意するものとします。
- (7) 前号において、料金及び工事費用の支払方法は請求書払い又は口座振替のいずれかとなります。契約者が請求書払いを利用する場合は、収納代行会社が契約者に対し発行する請求書に記載された期日までに、指定の金融機関等において支払うものとします。契約者が口座振替を利用する場合は、収納代行会社に対し別に定める方法で申し込みを行うものとします。その場合は、契約者が指定する金融機関の口座から、サービス利用月の翌月27日（土日祝の場合は翌営業日）に自動で引き落とされます。
- (8) 前第6号において、サービス利用月の翌々月末日の時点で、契約者による支払いの事実を当社が確認できなかったときは、支払い及びその確認が完了するまで本サービスの利用を停止することとします。

第18条(遅延損害金)

契約者は、本サービスに係る料金の支払いがある場合、支払期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日からその料金の支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第 19 条（保守）

本サービスは、当社の定める基準において正常に動作することを保証するものとし、すべての負荷等に対して正常に動作することまでは保証しないものとします。

- 2 当社は、契約者に対し、契約者 CP の正常な稼働を維持するために、稼働状態の点検と保守作業を提供します。
- 3 当社は、予見できない対象設備の停止等の問題が生じたことにより本サービスが停止した場合、本サービスを可及的速やかに復旧させるよう努めます。また、当社は、他提携サービスについて障害があることを知ったときは、当該サービスを提供するサービス事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

第 20 条（責任の制限、非保証）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する別に定める料金表の「月額料金」（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する月の 1 日当たりの平均利用料により算出します。）を発生した契約者の損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 2 前項の場合を除き、当社は契約者に対し、契約者が本サービスを利用したこと、または利用できなかったことに起因して契約者または第三者が被った直接的または間接的な損害について、一切の賠償を負いません。
- 3 契約者は、本サービスを利用することに関し、契約者及びその事業に適用される法令、規則等への適合性をすべて自身で調査及び事前確認を行うものとし、当社は、なんらの保証も行わないものとします。

第 21 条（情報の管理）

当社は、契約者に対して、契約者が三通テレコム OPS にアクセスし、自ら本サービスの細目の申し込み、利用内容の確認、及び変更申込等を行うためのウェブサイト（以下「カスタマーコントロール画面」といいます。）を提供します。契約者は、当社が契約者に割り当てるカスタマーコントロール画面を利用するために必要なログイン ID 及びそのパスワード（以下「ログイン ID 等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。

- 2 契約者は、ログイン ID 等を第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
- 3 ログイン ID 等の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

第 22 条（データ等の取り扱い）

当社は、契約者が本サービスを利用する上で、本サービス上に作成又は保管し、或いは記録されるデータ（以下「契約者保管データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合は、これにより契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。契約者は、契約者保管データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合に備えて、自らの責任において、自己のカスタマーコントロール画面より定期的にそのバックアップを行うものとします。

- 2 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持

運営のため、契約者保管データ等を確認、複写又は複製することがあります。

- 3 当社は、本サービスの利用契約の解除があったときは、契約者保管データを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

第 23 条（権利の譲渡・再販の禁止）

契約者は、本サービスの利用契約に基づいて当社から本サービスの提供を受ける権利の全部又は一部を、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して有償、若しくは無償を問わず譲渡及び再販売することができません。

第 24 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 25 条（秘密情報の取り扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、利用契約において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
 - 3 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項において併せて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 - 6 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 24 条（業務委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 - 7 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき

相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

8 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

第26条（個人情報の取り扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。

3 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第27条（反社会勢力の排除）

契約者及び当社は、相手方に対して、契約者が本約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本サービス利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (4) 前各号に準じるもの
- 2 契約者及び当社は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
- 3 契約者及び当社は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができるものとします。
- 4 契約者又は当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了するものとします。
- 5 契約者及び当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することは一切できないものとします。

第28条（本サービスの廃止）

当社は、やむを得ない事情又は、業務の都合等により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、そのことを合理的な期間において、当社が定める方法で、あらかじめ契約者に通知します。

第 29 条（契約者の地位の承継）

契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- 3 前第 1 項の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。
- 4 前項の規定による代表者の届出が無いときは、当社が代表者を指定します。

第 30 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所等、契約申込書に記載した事項のいずれかに変更があった場合には、そのことを速やかに、書面により当社に届け出るものとします。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 31 条（本サービスにおける禁止事項）

契約者は本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (4) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (5) あらかじめ当社の承諾無く、本サービスを不特定の第三者に利用させる行為
- (6) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。)に反する行為又は前各号に類する行為

第 32 条（裁判管轄・準拠法）

本約款に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 2 本約款は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

第 33 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 34 条（特約）

この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

附則（令和元年 8 月 31 日 STS 編第 8 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 9 月 1 日から実施します。

（契約約款の廃止）

2 この約款の実施に伴い、当社の「i・Line 契約約款」、「clocall 利用規約」及び「着信課金機能に関する利用規約」（以下これらを総じて「廃止約款」といいます。）は、廃止します。

（契約に関する経過措置）

3 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

廃止約款による契約	この約款における契約
i・Line サービス契約	clocall サービス契約（サービス種類：clocall SIP トランク）
clocall サービス契約	clocall サービス契約（サービス種類：clocall PBX）

別紙 1（三通テレコム回線利用）

第 1 条（本別紙の適用）

契約者が、本文第 3 条第 1 項にいう、三通テレコム回線を利用する場合、約款本文に加え、本別紙の条項が適用されるものとします。

第 2 条（契約者設備及び拠点）

当社は、契約者に対し三通テレコム回線を提供し、併せて当回線を終端する契約者設備として本文第 3 条第 1 項にいう契約者 CP を、契約者拠点として契約者 CP を収容する当社構内の場所を、貸与するものとします。

第 3 条（番号の付与）

当社は、別に定めるところにより、本サービスに係る電話番号（電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に定める電気通信番号であって、当社が別に定めるものに限り）を、契約者利用回線に付与するものとします。

- 2 当社は、契約者の求めがあったときは、着信課金番号（電気通信番号規則別表第十一号に定める番号のうち 0120 または 0800 で始まる着信課金機能に係る番号で、契約者利用回線の番号に割り当て、その番号に着信する通話の料金を契約者が負担するものをいいます。以下同じとします。）を付与するものとし、その場合の個別の条件について別記に定めるとおりとします。

第 4 条（請求による電話番号の変更）

契約者は、本サービスに係る電話番号を変更しようとするときは、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、本文第 6 条（本サービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 5 条（本サービスにおける取扱い制限）

本サービスの取扱いに関しては、電気通信事業者（事業法第 9 条の規定により登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 6 条（発信できない番号）

本サービスでは、発信できない番号があります。発信の可否については当社が別に定めるところによります。

第 7 条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第 8 条（通話品質）

本回線に係る通話品質は回線を設置する当社が別に定める電気通信事業者に依存します。

- 2 契約者 CP と契約者端末との間の通話品質又は接続については、接続に利用する通信網に依存

します。契約者が、契約者 CP と契約者端末との間の接続にインターネット回線を選択する場合、インターネット回線の状況により品質が低下したり、切断されたりする可能性があります。

- 3 前2項により、当社は本サービスの通話品質又は接続に関する保証を行うことができないことについて、契約者は予め同意するものとします。但し、当社は通話品質又は接続について、商業上合理的に要求される品質及び接続を維持するよう必要な対応を行うものとします。

第9条（通話等の時間の測定）

本サービスの通話等の時間の測定は以下の通りとします。

- (1) 通話の時間は、契約者 CP から発信された通信に、接続先の電話等が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。
- (2) 前号について、通話が月をまたぐ場合は終了月の通話とします。

第10条（国際通信の取扱い）

国際通信については、当社が別に定めるところにより提供致します。

第11条（外国における取扱制限）

国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第12条（国際通信の利用制限）

契約者は、コールバックサービス（発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛てに継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

第13条（接続情報）

当社は、契約者が契約者 CP 及び契約者 CP に接続される電話回線を利用するにあたって必要となる、アカウント ID、パスワードその他の情報（以下「接続情報等」といいます。）を契約者に対し提供し、契約者はカスタマーコントロール画面においてこれを確認することができるものとします。

- 2 契約者は、契約者の接続情報等或いは接続情報等が設定してある契約者端末により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第14条（本サービスにおける禁止事項）

契約者は本サービスの利用にあたり、本文第 31 条に規定する行為に加え、次の行為を行わないものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為

- (2) 当社以外の者が提供する VoIP サービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為
- (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (4) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

第 15 条(支払方法)

契約者は本サービスの利用金の支払い方法として、本文第 17 条の支払方法に代えて、当社に予め前払金を支払う方法を選択することができるものとし、その場合の詳細は下表のとおりとします。

(i) 前払金	本サービスを利用するうえで必要な額を前もって当社に前払金として支払う。以後も本サービスの利用に支障とならないよう必要により事前に補充する。契約の解除等があったときは、既に発生した利用料金を前払金から差し引いた差額の残余部分について、解約日の翌月末日までに精算する。なお、精算の際の振込手数料は契約者の負担とする。
(ii) 月額料金	毎月初日に当月分が前払金から自動で引き落とされる。
(iii) 通信料金	通信終了時点で前払金から自動で引き落とされる。
(iv) 工事費用	工事の完了時点で、前払金から引き落とされる。
(v) 端数の処理	一つの通話ごとに生じた 1 円未満の端数の処理は行わず、前記(i)にいう解除等があったときの前払金の残余部分について、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
(vi) 第 12 条(利用の停止)に該当する場合	既に使用した利用料金を前払金から差し引いた差額が、通話料の金額の最少額に満たなくなった時点で、本サービスの利用を停止する。補充の通知を怠った場合も同様とする。

別記

1 着信課金番号利用時の通話等の時間の測定

当社が契約者に付与した着信課金番号に対し発信された通話の時間は、本別紙第9条第1項第1号の規定にかかわらず、着信課金電話番号に対し発信された通信に、契約者 CP が応答した時点から開始し通話等の終了までとし、当社が測定します。

2 番号ポータビリティ

着信課金番号は他社からの番号ポータビリティによる転入の対象となります。他社への番号ポータビリティによる転出は、他社より番号ポータビリティで転入された番号のみが対象となります。

別紙 2（契約者宅内回線終端装置利用）

第 1 条（本別紙の適用）

契約者が、本文第 3 条（本サービスの内容）第 1 項にいう三通 CP に、当社以外の電気通信事業者の契約者名義電話回線（以下「契約者回線」といいます。）を接続する場合、当社が貸借する契約者宅内回線終端装置（以下「本装置」といいます。）の利用が必要なものとし、この場合においては約款本文に加え、本別紙の条項が適用されるものとし、

第 2 条（本装置の引渡し）

当社は、本装置を契約者の指定する日本国内の場所に当社指定の手段にて配送し、契約者が受領したことにより、引渡しが完了したものとします。なお、配送の費用は契約者の負担とします。

- 2 当社は、契約者に対して、引渡し時において、本装置が当社所定の仕様のおりの機能又は性能を備えていることのみを保証し、本装置の契約者の使用目的への適合性その他については保証しないものとします。
- 3 契約者が、本装置を受領した後 7 日以内に、当社に対して、本装置の性能に欠陥がある旨の通知をなさなかった場合、当社は、本装置は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとみなします。

第 3 条（最低利用期間等）

本装置の最低利用期間は引き渡し日から起算して 2 年を経過することとなる日の属する月の末日までの間とします。ただし、増設が行われた場合は、増設した日から起算して 2 年を経過することとなる日の属する月の末日までの間とします。

- 2 最低利用期間内に利用契約の解除があった場合、契約者は、料金表に定める月額料金に、最低利用期間の残余の期間を乗じて得た額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。
- 3 引き渡し日が属する月の末日までを試用期間とし、この間に解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、違約金の支払いは要しないものとします。
- 4 本文第 16 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、引き渡し日が属する月の末日までの月額料金の支払いは要しないものとします。

第 4 条（本装置の使用保管）

契約者は、本装置を、善良な管理者の注意をもって使用及び保管するものとし、これに要する諸費用は契約者の負担とします。

- 2 契約者は事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本装置の譲渡、転貸、改造、取替、交換、分解、修理、物理的調整をすること
 - (2) 本装置に添付された当社の所有権を明示する標識を除去又は汚損すること
 - (3) 本装置について、質権、抵当権、譲渡担保権その他何らかの権利を設定すること

第 5 条（ソフトウェアの取り扱い）

本装置にインストールされているソフトウェア製品（以下「付属ソフトウェア」という）は、本装置の一部を構成するものとし、契約者は、次の行為を行うことはできません。

- (1) 有償、無償を問わず、付属ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用権を設定すること。
- (2) 付属ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- (3) 付属ソフトウェアを複製、変更又は改作すること。
- (4) 付属ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングするこ

と

第6条（本装置の滅失、毀損）

契約者が、自己の責めに帰すべき事由により、本装置を滅失、毀損又は汚損した場合、契約者は、当社に対して、代替装置の購入代金相当額（別表1に定める金額とします。以下本別紙において同様とします。）又は本装置の修理代金相当額を支払うものとします。

第7条（保守）

利用契約の契約期間中に、不可抗力又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、本装置が当社所定の仕様に従って作動しない場合（本装置に接続する機器又は消耗部品に起因する場合、及び消耗部品の自然消耗、摩耗、又は劣化による場合を除きます）、当社は本装置を取り換えるものとします。

- 2 当社が前項に従って本装置を取り換える場合、取り換え前の本装置に記録されていた設定等の復旧については、契約者が自己の費用負担と責任において行うものとします。
- 3 本装置の不具合に関し当社が負う義務又は責任は、本条に定めるものに限られるものとします。

第8条（本装置の返還）

契約者は、当社に対し、利用契約終了の翌月末日までに、本装置を当社の指定する場所に返還するものとします。

- 2 本装置にデータが記録されている場合、契約者は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して当社に返還するものとします。本装置に残存していたデータの漏洩等、本装置にデータが残存していたことに起因して、契約者又は第三者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負わず、契約者が自己の責任と負担により処理解決するものとします。また、契約者は、かかる漏洩等に関して当社が対応するのに要した費用を当社に対し支払うものとします。
- 3 契約者の責めに帰すべき事由により本装置を滅失又は紛失し、本装置を返還期限に当社に返還できないとき、又は毀損又は汚損した本装置を返還したときは、契約者は、当社に対して、本装置についての損害賠償として、代替装置の購入代金相当額を支払うものとします。

別表 1 代替装置の購入代金相当額

ライセンス数	4ch	8ch	16ch	32ch
代金 (税抜)	9 万円	13 万円	21 万円	37 万円

2019 年 9 月 1 日制定

別紙 3 (SMS 利用)

第 1 条 (本別紙の適用)

契約者が、SMS 機能を利用する場合、約款本文に加え、本別紙の条項が適用されるものとします。

第 2 条 (認定利用者による利用)

契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、当社が関連会社(契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社)又は取引先(仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者)と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者(以下「認定利用者」といいます。)に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第 3 条 (変更通知)

契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、本文第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、当社の定める方法により変更予定日の 35 日前までに当社に通知するものとします。

- 2 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 4 条 (利用期間、および契約者からの利用契約の解約)

本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日が属する月の初日から起算して 6 ヶ月間とします。なお、本文第 16 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、本サービスの提供を開始した日が属する月の利用料金の日割り計算は行わないものとします。

- 2 契約者は、前項に定める最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、解約日までに、残余期間の利用料に相当する額を一括して支払うものとします。ただし、本文第 28 条 1 項に基づく解約の場合は、本項は適用しないものとします。
- 3 契約者は、本条第 1 項に定める最低利用期間経過後に利用契約の解約を行う場合は、本文第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、解約希望月の 5 日までに当社に利用契約を解約する旨を書面にて通知することにより解約することができるものとします。ただし、解約による契約終了日は月末日とするものとし、月途中の日を契約終了日とすることはできないものとします。月の 6 日以降に解約の通知を受領した場合は翌月末日を契約終了日とします。

第 5 条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

- 2 本サービスを利用して契約者及び認定利用者(以下併せて「契約者等」といいます。)が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の内容を当社に対して明示的に保証するものとし

ます。以下の内容に違反が生じていると当社が合理的に判断した場合、当社は、何らの責任を負うことなくただちに本サービスを停止することが出来るものとします。

- (1) すべての受信者から、配信コンテンツの受信に関し、事前の積極的な行為による明示的な了承を得ていること。
 - (2) 全ての受信者が、配信コンテンツの受信の了承後に当該受信につき拒絶の意思表示を行っていないこと。
 - (3) 本サービスの利用及びこれに必要な情報収集等において、個人情報の保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、その他適用されるすべての法令等を遵守していること。
- 4 契約者は、前項及び第6条に関し、当社又は当社が通信回線を借り受ける電気通信事業者から、契約者名、配信コンテンツの内容、受信者からの許諾取得方法、その他当社が必要と認める事項の開示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。
- 5 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第6条（本サービスにおける禁止事項）

契約者は本サービスの利用にあたり、本文第31条に規定する行為に加え、次の行為を行わないものとします。

- (1) 利用申込時に申告した配信用途以外に本サービスを利用する行為
- (2) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (3) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (4) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (5) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

第7条（認定利用者の遵守事項等）

第2条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第20条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第8条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第2条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

- 2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から1日経過した後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第9条（サービス利用の制限）

当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、本サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。

- 2 本サービスをご利用の契約者は本サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第10条（サービスレベル）

当社は、努力目標として本別紙の別表1に記載の「サービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

- 2 当社は、サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
- 3 サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
- 4 サービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

別表1 サービスレベル指標

サービスレベル項目	設定
サービス時間	24時間365日（ただし、システムメンテナンスや当社の責によらないサービス停止を除く）
障害および不具合の通知プロセス	契約者から指定された契約者の緊急連絡先にメール／電話で連絡。
利用履歴（課金計算に用いるデータ）の保存期間	最低3ヶ月間
サービス利用に係るデータ消去の要件	利用履歴以外のサービス利用に伴い発生したデータは、サービス解約日より3ヶ月経過後にデータを破棄。
本サービスの不具合についての問合せ、本サービスに関する質問、相談	<p>本サービスの不具合についての問合せ、本サービスに関する質問、相談について、電話、メールにて対応、回答する。</p> <p>受付時間 メール：24時間365日 電話：当社の営業時間内の10:00から18:00</p> <p>対応時間 当社の営業時間内の10:00から18:00</p> <p>i. 当社の営業日の営業時間内に当社へ依頼された問い合わせに関しては、原則当社の翌営業日の営業時間内に当社より御社に一次回答するものとする。なお、当社は、緊急時を除き、原則即日対応は行わないものとする。</p> <p>ii. 問い合わせ対応の受付および回答は、緊急時を除き、電子メールで行うものとする。</p> <p>iii. 問い合わせ対応は、両社の問い合わせ対応窓口を通じて行うものとする。当社側の問い合わせ対応窓口は別途案内する「開通通知書」に記載するものとする。また、御社側の問い合わせ対応窓口は、発注書に記載される「利用責任者」とする。</p>
通信の暗号化	本サービスの履行に関して、対象となるデータの保全措置として、通信経路の暗号化等の適切な手段（SSL等）を講じる。